

本号で公布された条例のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行され、知事その他の執行機関は社会保障、地方税又は防災に関する事務等で条例で定めるものの処理に関して必要な限度で個人番号を利用することができることとされ、また、条例で定めるところにより同一地方公共団体内の他の機関にその事務処理のために必要な限度で特定個人情報を提供することができることとされたことから、これらの事務を定める等のため、この条例を制定することとした。
- 2 平成28年1月1日から施行することとした。

◇香川県行政不服審査会条例（平成27年香川県条例第37号）

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、審査請求の裁決の公正性の向上を図るため、第三者機関への諮問の手続が導入され、その機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとされたことから、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）

- 1 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき県が策定した「香川地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」で目指す企業の地方拠点の形成・強化の促進と就労機会の創出等に資するよう、地方活力向上地域において一定の設備を新設し、又は増設した者に課する県税の特別措置について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇大学生等かがわ定着促進基金条例（平成27年香川県条例第39号）

- 1 大学生等の奨学金の返還を支援することにより、本県の産業を担う人材を確保するとともに、これらの者が県内に定着することを促進するため、大学生等かがわ定着促進基金を設置することとし、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年香川県条例第40号）

- 1 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部が改正され、行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、異議申立ての廃止、再調査の請求の新設、不服申立期間の延長、審理員制度及び第三者機関への諮問手続の導入等がされたこと、併せて行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）により関係法律が整備されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年1月1日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第41号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正により、不動産取得税について都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置に地域決定型地方税制特例措置が導入されたこと、地方税の猶予制度について一定の事項は条例で定める仕組みとされたこと、法人の事業税について外形標準課税が拡大されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日、一部の規定は平成28年1月1日、一部の規定は平成29年1月1日、一部の規定は同年4月1日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例及び香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第42号）

- 1 人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を実現するため、東京一極集中となっている人の流れを変えることが求められる中、本社機能等を担う地方拠点強化施設を県内に設置する企業に対し、助成措置及び県税の特別措置を講ずることにより、その立地を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、新たに地方拠点強化施設を助成措置及び県税の特別措置の対象として追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第43号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく条例により個人番号を利用することができることとする事務について、知事が本人確認情報を利用することができる事務として追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成28年1月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第44号）

- 1 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第51号）が改正され、暫定措置として都道府県知事が行っている歯科技工士国家試験に係る合格証明書の交付に関する事務は、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関が行うこととされたこと及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）により採石法（昭和25年法律第291号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は平成27年12月26日から、一部の規定は平成28年3月1日から施行することとした。

◇香川県職業訓練の基準等に関する条例及び香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第45号）

- 1 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）により、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。